

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年11月20日（金）13時30分～15時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
澁谷企画調査官、岩永企画調査官、宇野課長補佐、伊藤係長、高木技術参与  
福島第一原子力規制事務所  
坂中原子力防災専門官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
担当7名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
  - 分析・試験設備の火災防護について
    - ✓ 中和後廃液の蒸発濃縮の考慮
    - ✓ 難溶解性の沈殿が生成した場合の対応
    - ✓ 消火に必要な窒素ガス貯蔵容器の本数の算出根拠
    - ✓ 設計消火剤濃度到達後の酸素濃度
  - 建屋の火災防護について
    - ✓ 消火水槽の容量の算出根拠
  - 臨界管理の方法について
    - ✓ 評価条件の保守性
    - ✓ 均質性と非均質性を考慮した評価
  - 標準試料について
    - ✓ 臨界に対する考慮
    - ✓ 遮へいに対する考慮
  - 塩酸腐食に対する考慮について
  - 耐震性評価について
    - ✓ 機能喪失時の線量評価における「その他」核種の放出量
  - セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
  - 火災防護について
    - ✓ 燃料デブリ等が複数のセル等に同時に存在するのはどのような場合か説明すること。
    - ✓ 消火水槽の容量の計算において、屋内消火栓の個数の設定が消防法に準拠していない理由を説明すること。
  - 臨界管理の方法について
    - ✓ 厚さ300mmの水反射、粒子の非均質性等の条件が保守的なものであること

がはっきり分かるように評価のプロセスを説明すること。

- セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
  - ✓セル等の給排気ラインのフィルタ及び弁の位置を示すとともに、作業員が現場で弁を閉止する場合の放射線被ばくの考慮について説明すること。
  - ✓他施設における火災・地震に対する設計の例を表形式で示すこと。

## 6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(分析・試験設備の火災防護について) 11月11日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(建屋の火災防護について) 11月11日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(臨界管理の方法について) 11月6日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(標準試料について) 11月6日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(塩酸腐食に対する考慮について) 11月6日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(耐震性評価について) 10月29日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について) 11月11日面談資料改訂版